

令和2年瀬戸市議会12月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第93号議案	瀬戸市西陵地域交流センターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第1係
1 議案提出の理由	瀬戸市西陵地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	(1) 施設の名称 瀬戸市西陵地域交流センター (2) 指定管理者となる団体 瀬戸市はぎの台1丁目1番地 西陵地域力推進会議 (3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
3 議案提出に係る根拠法令	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項 (2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項
4 議案提出に伴う影響、効果等	施設概要 (1) 所在地 はぎの台1丁目1番地 (2) 敷地面積 3,729.06㎡ (3) 延床面積 870.65㎡ (4) 施設内容 会議室、ホール、多目的室、調理室、事務室等

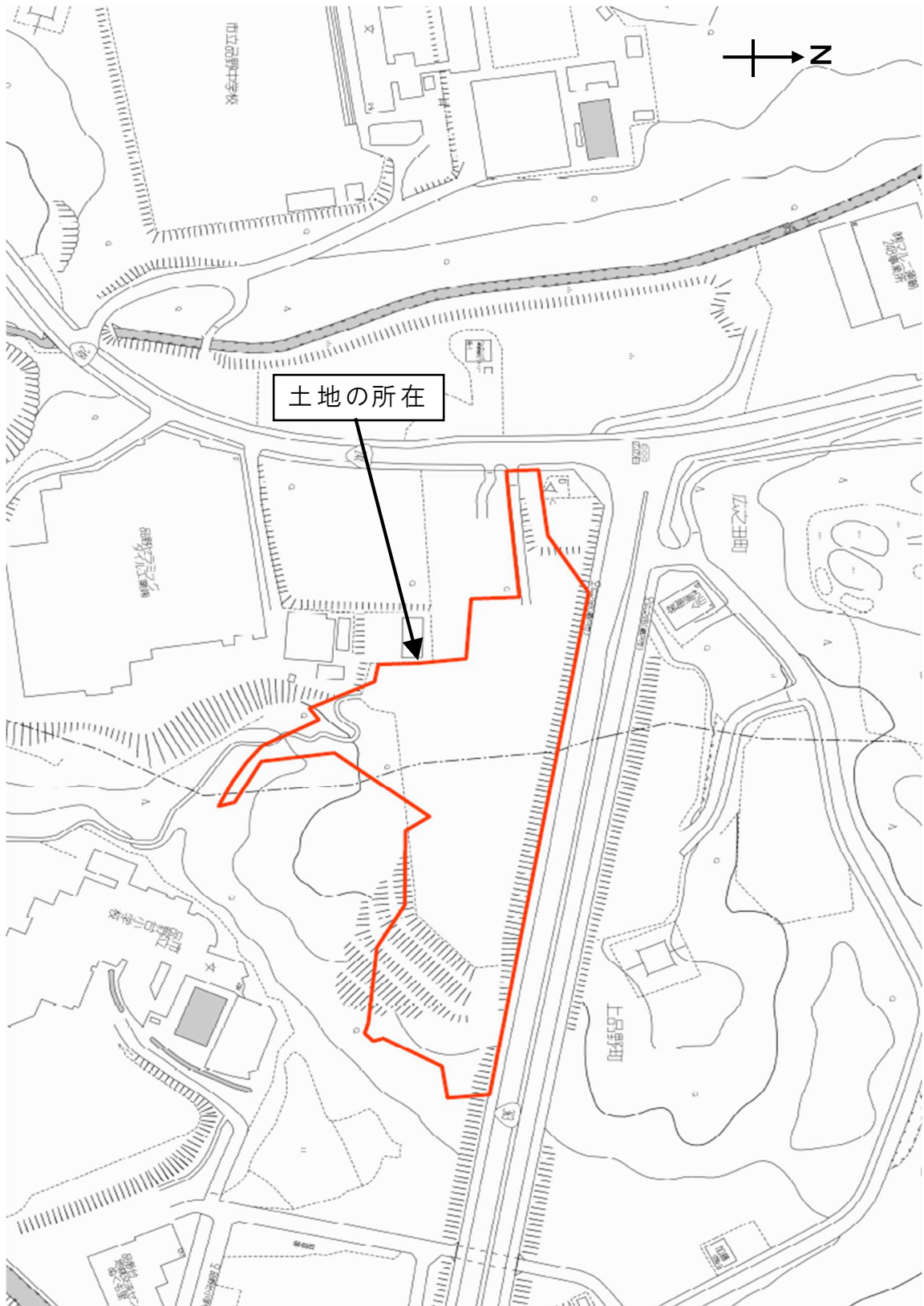
第 9 4 号 議 案	瀬戸市品野台地域交流センターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第 1 係
1 議案提出の理由	瀬戸市品野台地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市品野台地域交流センター</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地 品野台地域力向上委員会</p> <p>(3) 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 4 条の 2 第 3 項</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 上品野町 1 2 1 1 番地</p> <p>(2) 敷地面積 2, 7 1 3. 4 5 m²</p> <p>(3) 延床面積 8 3 5. 6 7 m²</p> <p>(4) 施設内容 大会議室、小会議室、和室、調理室、事務室等</p>

第 9 5 号議案	瀬戸市水野地域交流センターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第 1 係
1 議案提出の理由	瀬戸市水野地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市水野地域交流センター</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市中水野町 1 丁目 1 5 0 番地 水野地域力向上委員会</p> <p>(3) 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 4 条の 2 第 3 項</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 中水野町 1 丁目 1 5 0 番地</p> <p>(2) 敷地面積 1, 3 0 3. 5 9 m²</p> <p>(3) 延床面積 7 8 1. 1 6 m²</p> <p>(4) 施設内容 会議室、大集会室、和室、料理実習室、事務室等</p>

第 9 6 号議案	市有財産（土地）の売払いについて		
担当課・係名	政策推進課 公共施設マネジメント係		
1 議案提出の理由 市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決を求めるもの			
2 議案の概要			
(1) 土地の所在、地目及び面積			
	所 在	地 目	登記面積（㎡）
	広之田町 2 6 番 2	山 林	1 1 9
	3 4 番 3	山 林	2 2 2
	3 5 番 1	山 林	3, 7 4 2
	3 6 番 9	学校用地	3 2 9
	3 6 番 1 0	学校用地	2 2
	3 6 番 1 1	学校用地	2 2
	3 6 番 1 2	学校用地	3 2 1
	3 6 番 1 3	山 林	6 7 7
	5 0 番 1	砂 防 地	1, 9 2 5
	上品野町 1 2 3 8 番	山 林	3 3
	1 2 3 9 番	山 林	6 2 4
	1 3 2 8 番	山 林	1, 5 6 6
	1 3 3 5 番	山 林	1, 1 2 3
	1 3 3 6 番 1	山 林	1 3 9
	1 3 3 7 番 1	山 林	3 4 4
	1 3 3 8 番 1	山 林	8 6 5
	1 3 3 9 番 1	山 林	8 3 4
	合 計		1 2, 9 0 7
(2) 売払方法 一般競争入札			
(3) 売払価額 5 7, 6 0 0, 0 0 0 円			
(4) 売 払 先 瀬戸市平町 2 丁目 7 2 番地 有限会社マルゴ D F			
3 議案提出に係る根拠法令 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号) 第 3 条			

4 議案提出に伴う影響、効果等

- (1) 市有地の有効活用を図るため。
- (2) 位置図



第 9 7 号 議 案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について										
担当課・係名	人事課 人事給与係										
1 条例改正の理由	令和 2 年 1 0 月 7 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例中所要の事項を改正するもの										
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>1. 7 月</td> <td>1. 65 月 (0. 05 月分減) (現行 1. 7 月)</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度 以降</td> <td>1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)</td> <td>1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日又は令和 3 年 4 月 1 日</p>			6 月	1 2 月	令和 2 年度	1. 7 月	1. 65 月 (0. 05 月分減) (現行 1. 7 月)	令和 3 年度 以降	1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)	1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)
	6 月	1 2 月									
令和 2 年度	1. 7 月	1. 65 月 (0. 05 月分減) (現行 1. 7 月)									
令和 3 年度 以降	1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)	1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)									
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 0 3 条										
4 条例改正に伴う影響、効果等	議長の年収が 3 9 , 8 0 2 円、副議長の年収が 3 4 , 8 7 2 円、常任委員会 (予算決算委員会を除く。以下同じ。) 及び議会運営委員会の委員長の年収が 3 3 , 4 2 2 円、常任委員会及び議会運営委員会の副委員長の年収が 3 3 , 0 6 0 円、議員の年収が 3 2 , 6 9 7 円減額となる。										

第 9 8 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について										
担当課・係名	人事課 人事給与係										
1 条例改正の理由	<p>令和 2 年 1 0 月 7 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例中所需の事項を改正するもの</p>										
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>1. 7 月</td> <td>1. 65 月 (0. 05 月分減) (現行 1. 7 月)</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度 以降</td> <td>1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)</td> <td>1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日又は令和 3 年 4 月 1 日</p>			6 月	1 2 月	令和 2 年度	1. 7 月	1. 65 月 (0. 05 月分減) (現行 1. 7 月)	令和 3 年度 以降	1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)	1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)
	6 月	1 2 月									
令和 2 年度	1. 7 月	1. 65 月 (0. 05 月分減) (現行 1. 7 月)									
令和 3 年度 以降	1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)	1. 675 月 (0. 025 月分減) (現行 1. 7 月)									
3 条例改正に係る根拠法令	<p>地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 0 4 条</p>										
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>市長の年収が 7 5, 3 0 0 円、副市長の年収が 6 1, 8 0 0 円、教育長の年収が 5 5, 0 0 0 円減額となる。</p>										

第 9 9 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について																			
担当課・係名	人事課 人事給与係																			
1 条例改正の理由	<p>令和 2 年 1 0 月 7 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の期末手当の支給割合を改定するため、瀬戸市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例中所要の事項を改正するもの</p>																			
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 一般職の職員（再任用職員を除く。）の期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>1. 3 月</td> <td>1. 25 月（0. 05 月分減） （現行 1. 3 月）</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度 以降</td> <td>1. 275 月（0. 025 月分減） （現行 1. 3 月）</td> <td>1. 275 月（0. 025 月分減） （現行 1. 3 月）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>1. 7 月</td> <td>1. 65 月（0. 05 月分減） （現行 1. 7 月）</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度 以降</td> <td>1. 675 月（0. 025 月分減） （現行 1. 7 月）</td> <td>1. 675 月（0. 025 月分減） （現行 1. 7 月）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等 公布の日又は令和 3 年 4 月 1 日</p>			6 月	1 2 月	令和 2 年度	1. 3 月	1. 25 月（0. 05 月分減） （現行 1. 3 月）	令和 3 年度 以降	1. 275 月（0. 025 月分減） （現行 1. 3 月）	1. 275 月（0. 025 月分減） （現行 1. 3 月）		6 月	1 2 月	令和 2 年度	1. 7 月	1. 65 月（0. 05 月分減） （現行 1. 7 月）	令和 3 年度 以降	1. 675 月（0. 025 月分減） （現行 1. 7 月）	1. 675 月（0. 025 月分減） （現行 1. 7 月）
	6 月	1 2 月																		
令和 2 年度	1. 3 月	1. 25 月（0. 05 月分減） （現行 1. 3 月）																		
令和 3 年度 以降	1. 275 月（0. 025 月分減） （現行 1. 3 月）	1. 275 月（0. 025 月分減） （現行 1. 3 月）																		
	6 月	1 2 月																		
令和 2 年度	1. 7 月	1. 65 月（0. 05 月分減） （現行 1. 7 月）																		
令和 3 年度 以降	1. 675 月（0. 025 月分減） （現行 1. 7 月）	1. 675 月（0. 025 月分減） （現行 1. 7 月）																		
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条</p>																			
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>職層に応じ、職員の年収が約 8, 6 0 0 円から約 3 0, 0 0 0 円までの範囲で減額となる。平均で、部長級は 2 9, 0 7 1 円、課長級は 2 6, 7 8 9 円、課長補佐級は 2 3, 8 5 3 円、係長級は 2 0, 2 8 3 円、主事級は 1 3, 3 9 4 円、主事補級は 9, 5 3 0 円の減額となる。</p>																			

第100号議案	指定金融機関の指定について
担当課・係名	会計課
1	<p>議案提出の理由</p> <p>公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 指定金融機関 瀬戸信用金庫</p> <p>(2) 指定期間 令和3年7月1日から令和6年6月30日まで</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>実績を評価し、引き続き3年間指定するものとする。</p> <p>主な実績</p> <p>歳入・歳出事務等は確実に行われている。また、金融機関の健全性を図る指標としての自己資本比率（令和2年3月末現在）は、12.44%で国内基準の4%を上回っている。</p>

第101号議案	瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。）に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	高齢者福祉課 介護保険料係
1 議案提出の理由	瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。）の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。）</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市菱野台4丁目4番の2菱野ウイングビル 特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>(1) 施設概要</p> <p>ア 所在地 川端町1丁目31番地（福祉保健センター内）</p> <p>イ 施設面積 268.22㎡（福祉保健センター1階の一部）</p> <p>ウ 施設内容 デイルーム兼食堂、浴室、介助者教育室、休養室等</p> <p>(2) 令和元年度実績</p> <p>利用日数 290日</p> <p>利用者数 651人</p> <p>延べ人数 5,560人</p>

第102号議案	瀬戸市高齢者生きがい活動施設に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	高齢者福祉課 介護保険料係
1	議案提出の理由 瀬戸市高齢者生きがい活動施設の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2	議案の概要 (1) 施設の名称 瀬戸市高齢者生きがい活動施設 (2) 指定管理者となる団体 瀬戸市東権現町51番地 公益社団法人瀬戸市シルバー人材センター (3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
3	議案提出に係る根拠法令 (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項 (2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項
4	議案提出に伴う影響、効果等 (1) 施設概要 ア 所在地 東権現町51番地 イ 施設面積 582.28㎡のうち2階の一部 (2) 令和元年度実績（部屋貸し） 高齢者対象活動 82回 1,337人 地元自治会 28回 506人 その他 57回 717人 合計 167回 2,560人

第103号議案	瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	高齢者福祉課 介護保険料係
1 議案提出の理由	瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市中水野町2丁目758番地 社会福祉法人瀬戸中央会</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>(1) 施設概要</p> <p>ア 所在地 はぎの台3丁目1番地の3</p> <p>イ 敷地面積 2,638.47㎡</p> <p>ウ 施設面積 915.30㎡</p> <p>エ 施設内容 デイサービスセンター機能訓練室、浴室、食堂、 厨房、会議室、相談室、事務室等</p> <p>(2) 令和元年度実績</p> <p>ア 利用登録者数 95人 要介護者 76人 要支援者 9人 事業対象者 10人</p> <p>イ 利用者数等 開所日数 307日 利用者数 9,233人 日平均利用者数 30.1人</p>

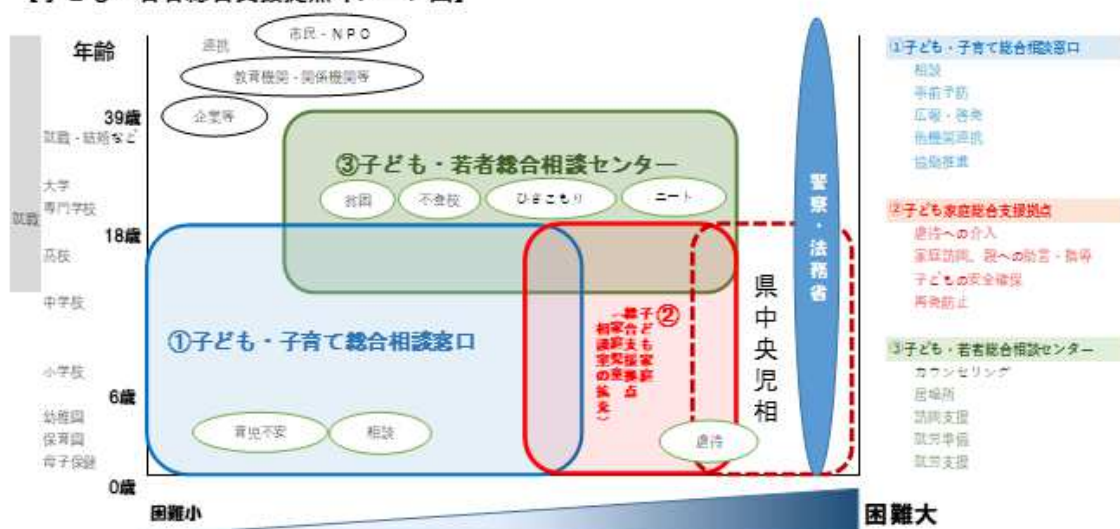
第104号議案	瀬戸市家庭児童相談室に関する条例の全部改正について
担当課・係名	こども未来課 家庭児童相談室
<p>1 条例改正の理由</p> <p>児童の権利に関する条約の精神、児童の福祉を保障するための原理及び子ども・若者育成支援の基本理念にのっとり、一人一人の子ども及び若者が、切れ目のない支援を受けることで、それぞれの夢又は自立に向かって健やかに育つことができるようにするため、瀬戸市子ども総合計画に定める「子ども・若者総合支援拠点」として、瀬戸市子ども・若者センターを設置するに当たり、瀬戸市家庭児童相談室に関する条例の全部を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 瀬戸市家庭児童相談室を瀬戸市子ども・若者センターに改める。</p> <p>イ 位置 瀬戸市栄町45番地 パルティセと3階</p> <p>ウ 次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(ア) 子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する事業</p> <p>(イ) 児童福祉法第10条に規定する業務</p> <p>(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律に定める児童虐待に関すること。</p> <p>(エ) 子ども・若者育成支援推進法に定める子ども・若者育成支援に関すること。</p> <p>(オ) 子ども・若者支援に関連する関係機関等との連携</p> <p>(カ) その他子ども及び若者に関し、市長が必要と認める事項</p> <p>エ 開館時間 午前9時15分から午後6時まで</p> <p>オ 休館日 日曜日及び土曜日（第1日曜日及び第3土曜日を除く。）、祝日並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和3年4月1日とし、附則において瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びにパルティセと市民交流センター条例の一部を改正する。</p>	

3 条例改正に係る根拠法令等

- (1) 瀬戸市子ども総合計画
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
- (5) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

4 条例改正に伴う影響、効果等

【子ども・若者総合支援拠点イメージ図】



令和元年度相談者数（子ども及び若者関係）

- ①子ども・若者相談（総合相談窓口） 延べ 993人
- ②家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）
延べ 1,312人
- ③相談・支援につながった若者とその家族（子ども・若者総合相談センター）
延べ 62人

第105号議案	瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター、瀬戸市保健センター（運営）及び瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター（運営）を除く。）に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	健康課 成人保健係
<p>1 議案提出の理由</p> <p>瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター、瀬戸市保健センター（運営）及び瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター（運営）を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>	
<p>2 議案の概要</p> <p>(1) 施設の名称 瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター、瀬戸市保健センター（運営）及び瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター（運営）を除く。）</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市川端町1丁目31番地 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	
<p>3 議案提出に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>	
<p>4 議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>(1) 施設概要</p> <p>ア 所在地 川端町1丁目31番地</p> <p>イ 敷地面積 6,952.32㎡（瀬戸市福祉保健センター） 1,841.31㎡（第2駐車場）</p> <p>ウ 延床面積 本館棟 5,504.08㎡ 駐車場棟 504.08㎡</p> <p>エ 施設内容 1階 作業室、日常生活訓練室 2階 プレイルーム、視聴覚室、会議室、相談室、ボランティア室、社会適応訓練室兼集会</p>	

室

3階 教養娯楽室、和集会室、相談室、機能回復
訓練室、浴室

4階 健診室、会議室

5階 大集会室、看護指導室、リハビリ指導室、
会議室、栄養実習室

(2) 令和元年度実績

全館利用 件数 3, 878件 人数 94, 304人

主な利用状況

ア ボランティアセンター事業

(ア) 運営委員会、講座等 8回 172人

(イ) フェスティバル 1回 3, 499人

イ 福祉実践教室 82回 2, 779人

ウ ボランティア相談 285件 活動依頼 191件

エ 身障・老人福祉センター

(ア) 各種教室 58日 620人

(イ) 施設利用 271件 4, 248人

(ウ) 事業利用者 30, 435人

オ 行事（夏まつり、クリスマス会等） 2, 514人

カ プレイルーム行事 61回 3, 242人

第106号議案	(仮称) 瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事(その1) 請負契約の変更について																					
担当課・係名	教育政策課 施設係																					
1 議案提出の理由	平成30年5月14日議会の議決を経て締結した(仮称) 瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事(その1) 請負契約の金額を変更し、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの																					
2 議案の概要	<p>(1) 変更内容</p> <table> <tr> <td>契約金額</td> <td>変更前</td> <td>3, 956, 475, 620円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後</td> <td>3, 973, 659, 820円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額</td> <td>17, 184, 200円の増額</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由</p> <p>ア 保護者及び学校利用者の利用状況を踏まえ、駐車場を増設するため。</p> <p>イ 新しい学校に通う児童及び生徒が、旧学校の歴史を継承し、郷土に愛着を持ち続けることができるよう、旧学校のモニュメントを移設するため。</p> <p><参考 工事概要></p> <table> <tr> <td>工事場所</td> <td>瀬戸市中山町1番57</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>小中一貫校建設(建築)工事一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>校舎 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 3階建て</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延床面積 12, 134. 47平方メートル外</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成30年5月15日から令和3年2月26日まで</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>名古屋市中区錦二丁目19番1号 株式会社鴻池組名古屋支店</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	3, 956, 475, 620円		変更後	3, 973, 659, 820円		増減額	17, 184, 200円の増額	工事場所	瀬戸市中山町1番57	工事内容	小中一貫校建設(建築)工事一式		校舎 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 3階建て		延床面積 12, 134. 47平方メートル外	工期	平成30年5月15日から令和3年2月26日まで	契約の相手方	名古屋市中区錦二丁目19番1号 株式会社鴻池組名古屋支店
契約金額	変更前	3, 956, 475, 620円																				
	変更後	3, 973, 659, 820円																				
	増減額	17, 184, 200円の増額																				
工事場所	瀬戸市中山町1番57																					
工事内容	小中一貫校建設(建築)工事一式																					
	校舎 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 3階建て																					
	延床面積 12, 134. 47平方メートル外																					
工期	平成30年5月15日から令和3年2月26日まで																					
契約の相手方	名古屋市中区錦二丁目19番1号 株式会社鴻池組名古屋支店																					
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和52年瀬戸市条例第1号) 第2条																					

第107号議案	市有財産（物品）の売払いについて
担当課・係名	産業政策課 企業支援係
1 議案提出の理由	市有財産（物品）を売り払うに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 売払物品 せと赤津工業団地造成事業に係る業務委託の成果物一式</p> <p>(2) 物品の内訳 次に掲げる業務委託の成果物一式</p> <p>ア 工業用地造成事業測量調査設計業務委託</p> <p>イ 門前町地内集合図作成業務委託</p> <p>ウ 工業用地造成事業土地評価業務委託</p> <p>エ 工業用地造成事業発掘調査業務委託</p> <p>オ 工業用地造成事業物件調査業務委託</p> <p>カ 工業用地造成事業基本修正設計業務委託</p> <p>キ せと赤津工業団地造成事業第一工区土地鑑定評価業務委託</p> <p>ク せと赤津工業団地造成事業第一工区土地評価業務委託</p> <p>(3) 売払方法 随意契約</p> <p>(4) 売払価額 178,408,557円</p> <p>(5) 売払先 瀬戸市追分町64番地の1 瀬戸市土地開発公社</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条

第108号議案	道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	産業政策課 アグリカルチャー推進係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 施設の名称 道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 富山県富山市湊入船町3番30号 株式会社ジェック経営コンサルタント</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 品野町1丁目126番地の1</p> <p>(2) 延床面積 391.50㎡</p> <p>(3) 施設内容 地域振興施設（農産物直売所、食堂等）</p>

第109号議案	道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	産業政策課 アグリカルチャー推進係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 施設の名称 道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市品野町1丁目126番地の1 道の駅瀬戸しなの株式会社</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 品野町1丁目126番地の1</p> <p>(2) 延床面積 200.10㎡</p> <p>(3) 施設内容 情報提供施設、公衆便所、多目的広場、駐車場</p>

第110号議案	瀬戸市新世紀工芸館に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	ものづくり商業振興課 ものづくり係
1 議案提出の理由	瀬戸市新世紀工芸館の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市新世紀工芸館</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市西茨町113番地の3 公益財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 南仲之切町81番地の2</p> <p>(2) 敷地面積 1,589.15㎡</p> <p>(3) 延床面積 1,459.48㎡</p> <p>(4) 施設内容 展示棟 ギャラリー、事務室 交流棟 ギャラリー、コミュニティルーム、情報コーナー 工房棟 陶芸・ガラス工房、作業場、体験工房</p>

第111号議案	瀬戸染付工芸館に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	ものづくり商業振興課 ものづくり係
1 議案提出の理由	瀬戸染付工芸館の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸染付工芸館</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市西茨町113番地の3 公益財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 西郷町98番地</p> <p>(2) 敷地面積 684.50㎡</p> <p>(3) 延床面積 398.33㎡</p> <p>(4) 施設内容 本館 作品展示・映像&書籍コーナー、事務室 交流館 染付工房、展示室</p>

第 1 1 2 号議案	尾張東部（瀬戸）地域文化広場に係る指定管理者の指定について										
担当課・係名	文化課 文化係										
1 議案提出の理由	尾張東部（瀬戸）地域文化広場の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの										
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 尾張東部（瀬戸）地域文化広場</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市西茨町 1 1 3 番地の 3 公益財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p>(3) 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</p>										
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 4 条の 2 第 3 項</p>										
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>(1) 施設概要</p> <p>ア 所在地 西茨町 1 1 3 番地の 3</p> <p>イ 敷地面積 6. 7 0 ha</p> <p>ウ 延床面積</p> <table border="0"> <tr> <td>文化ホール</td> <td>6, 5 9 1. 9 3 m²</td> </tr> <tr> <td>文化交流館</td> <td>3, 2 9 9. 8 4 m²</td> </tr> <tr> <td>美術館</td> <td>1, 3 7 9. 4 8 m²</td> </tr> <tr> <td>広場上屋</td> <td>7 9 9. 6 8 m²</td> </tr> <tr> <td>旧浄化槽上屋</td> <td>1 1. 2 6 m²</td> </tr> </table> <p>エ 施設内容</p> <p>文化ホール ホール（1, 5 0 0 席）、楽屋、リ ハーサル室</p> <p>文化交流館 会議室、ギャラリー、和室、茶室、 団体会議室</p> <p>美術館 常設展示場、企画展示室</p> <p>駐車場 5 2 4 台</p> <p>(2) 平成 3 0 年度実績（令和元年 7 月から令和 2 年 5 月まで文化ホ</p>	文化ホール	6, 5 9 1. 9 3 m ²	文化交流館	3, 2 9 9. 8 4 m ²	美術館	1, 3 7 9. 4 8 m ²	広場上屋	7 9 9. 6 8 m ²	旧浄化槽上屋	1 1. 2 6 m ²
文化ホール	6, 5 9 1. 9 3 m ²										
文化交流館	3, 2 9 9. 8 4 m ²										
美術館	1, 3 7 9. 4 8 m ²										
広場上屋	7 9 9. 6 8 m ²										
旧浄化槽上屋	1 1. 2 6 m ²										

ール改修工事のため)

利用者数

ア	文化ホール	104,038人
イ	文化交流館	131,006人
ウ	美術館	10,188人
	総合計	245,232人

第 1 1 3 号議案	瀬戸市定光寺野外活動センターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	スポーツ課 スポーツ係
1	議案提出の理由 瀬戸市定光寺野外活動センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2	議案の概要 (1) 施設の名称 瀬戸市定光寺野外活動センター (2) 指定管理者となる団体 豊田市松ヶ枝町 3 丁目 3 0 番地 ホームックス株式会社 (3) 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
3	議案提出に係る根拠法令 (1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項 (2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 4 条
4	議案提出に伴う影響、効果等 施設概要 (1) 所在地 鹿乗町 1 2 3 1 番地 (2) 敷地面積 2 7 , 6 5 4 m ² (3) 建築面積 1 , 8 1 9 . 7 2 m ² (4) 施設内容 屋内施設 事務所、研修室、集会室、会議室、 食堂、炊飯室、ラウンジ等 屋外施設 キャンプ場、営火場、体操広場、炊飯場、展望塔、トリム施設等

第114号議案	瀬戸市自然児童遊園に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	建設課 公園緑地係
1 議案提出の理由	瀬戸市自然児童遊園の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市自然児童遊園</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市菱野台4丁目4番の3 特定非営利活動法人エム・トゥ・エム</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>(1) 施設概要</p> <p>ア 所在地 長谷口町69番地の4</p> <p>イ 敷地面積 26,403㎡</p> <p>ウ 施設内容</p> <p>(ア) 管理センター 管理事務所、便所、倉庫、駐車スペース</p> <p>(イ) 一般遊園地 動物乗り物、すべり台、日時計、水遊び場</p> <p>(ウ) キャンプ施設 どんぐりテントサイト（テント床12）、 すぎのこテントサイト（テント床28）、炊飯所、ファイヤー広場、便所、食卓、サークルベンチ、防火水槽</p> <p>(エ) その他 休憩所兼避難所、水上テラス</p> <p>(2) 令和元年度業務実績</p> <p>ア 受付業務（キャンプ50件／デイキャンプ82件）</p> <p>イ 園内管理（休園日を除く毎日）</p> <p>ウ 施設修繕（トイレ改修、管理事務所外壁塗装等）</p> <p>エ 貸出備品管理（飯盒、鍋、テント等）</p>

第 1 1 5 号議案	瀬戸市都市公園に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	建設課 公園緑地係
1 議案提出の理由	瀬戸市都市公園の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市都市公園</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市滝之湯町 3 2 番地 合同会社朝凧造園</p> <p>(3) 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 4 条</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>(1) 施設概要</p> <p>ア 所在地 陶祖公園（所在地：須原町、紺屋田町、藤四郎町及び東印所町）始め 6 2 公園</p> <p>イ 敷地面積 6 2 公園合計 6 5 . 1 8 ha</p> <p>(2) 令和元年度業務実績</p> <p>ア 草刈及び剪定（6 2 公園）</p> <p>イ トイレ清掃（1 9 公園）</p> <p>ウ 遊具保守点検（5 3 公園）</p> <p>エ 飼養動物の飼育（2 公園）</p>

第 1 1 6 号議案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>瀬戸口駅北駐車場の利用率の向上を図るため、回数駐車券及び定期駐車券の使用を開始するに当たり、条例中所需の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 回数駐車券を使用できる駐車場に瀬戸口駅北駐車場を加え、全ての市営駐車場において使用可能とする。</p> <p>イ 新たに定期駐車券を発行することとし、瀬戸口駅北駐車場に限り使用できるものとする。</p> <p>ウ 定期駐車券の料金を、1月1台につき6,000円とする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和3年4月1日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>回数駐車券を利用できる駐車場が増加し、また、定期駐車券を発行することにより、市民の駐車場利用の利便性を図ることができる。</p>

第 1 1 7 号議案	駐車場に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案提出の理由	宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場、東横山駐車場及び瀬戸口駅北駐車場の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称</p> <p>ア 宮川駐車場</p> <p>イ 瀬戸市駅前駐車場</p> <p>ウ 東横山駐車場</p> <p>エ 瀬戸口駅北駐車場</p> <p>(2) 指定管理者となる団体</p> <p>名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 1 1 号</p> <p>株式会社日本メカトロニクス</p> <p>(3) 指定の期間</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 4 条</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>(1) 施設の概要</p> <p>ア 宮 川 所在地 南仲之切町及び東本町 1 丁目地内</p> <p>面積 約 1, 0 4 7 m²</p> <p>台数 6 0 台</p> <p>イ 瀬戸市駅前 所在地 東横山町 1 1 4 番地の 1</p> <p>面積 約 1, 0 8 9 m²</p> <p>台数 4 0 台</p> <p>ウ 東 横 山 所在地 東横山町 6 6 番地の 1</p> <p>面積 約 9 7 6 m²</p> <p>台数 4 2 台</p> <p>エ 瀬戸口駅北 所在地 東赤重町 2 丁目 1 9 5 番地の 1</p> <p>面積 約 3, 2 9 0 m²</p> <p>台数 1 2 7 台</p>

(2) 令和元年度実績

ア 駐車場	利用台数	利用料金額
(ア) 宮川	63,166台	2,745,000円
(イ) 瀬戸市駅前	95,346台	2,265,600円
(ウ) 東横山	1,745台	1,182,500円
(エ) 瀬戸口駅北	11,982台	6,381,000円
総合計	172,239台	12,574,100円

イ 回数駐車券販売数

116,094枚 10,527,000円

第 1 1 8 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道路線について、以下の 4 路線を認定するもの</p> <p>(1) 瘤木 8 号線</p> <p>(2) 十軒 3 号線</p> <p>(3) 赤重菱野 1 号線</p> <p>(4) 幡山 6 号線</p>	

第 1 1 9 号議案	市道路線の変更について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道一里塚中山線の終点を変更するもの</p> <p>起点 一里塚町 6 2 番 6 地先</p> <p>終点 変更前 中山町 1 番 1 3 地先</p> <p>変更後 中山町 1 番 1 5 地先</p>	

2 予算関係

- 第120号議案 令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第12号）
- 第121号議案 令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第13号）
- 第122号議案 令和2年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第123号議案 令和2年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 第124号議案 令和2年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第125号議案 令和2年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第126号議案 令和2年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第127号議案 令和2年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第128号議案 令和2年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第129号議案 令和2年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第130号議案 令和2年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

3 報告関係

報告第16号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

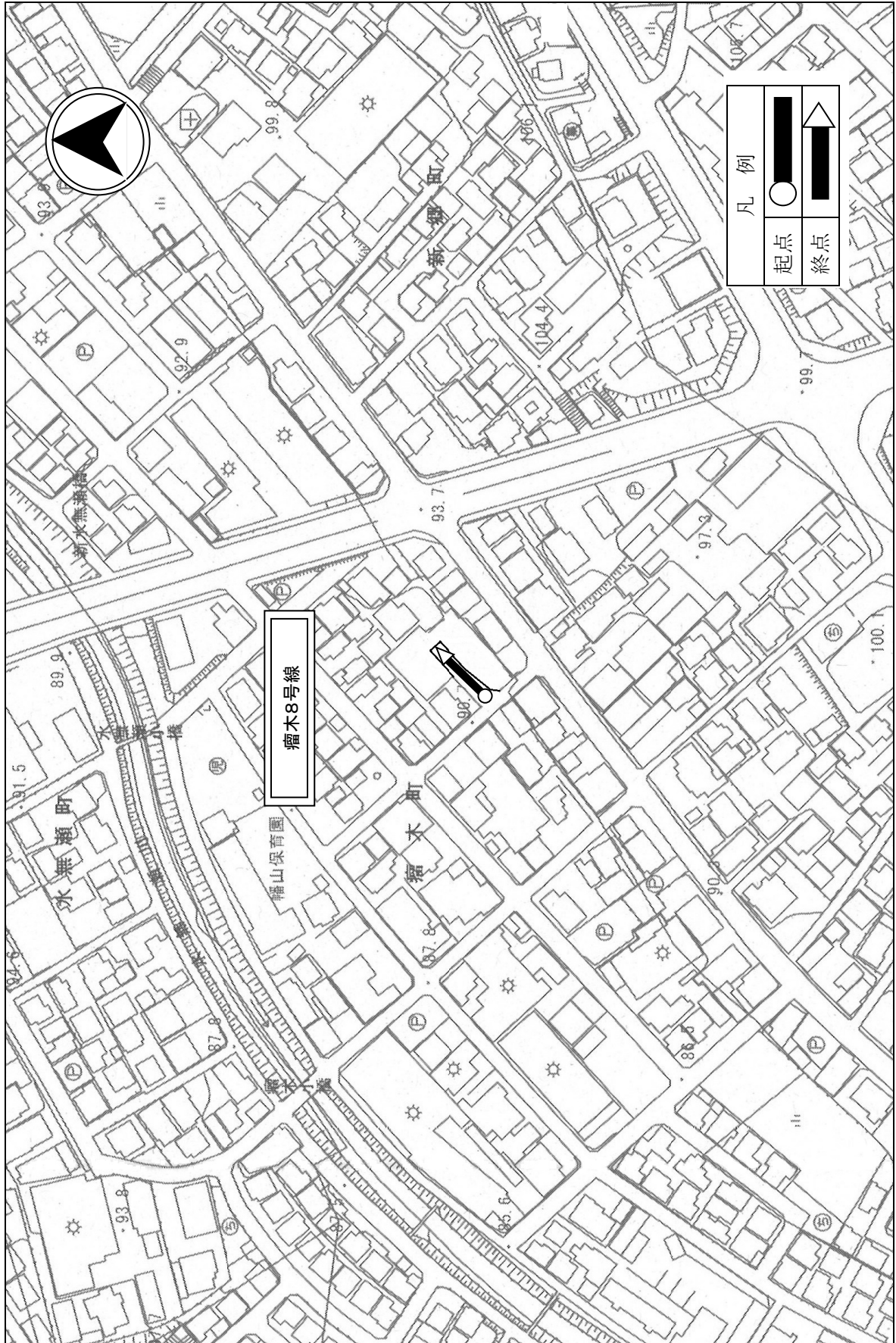
	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和2年 9月15日	令和2年3月27日原山台2丁目地内において、高齢者福祉課の軽乗用自動車 が方向転換するため後退した際、相手方 設置のガードポールに接触し、当該ガー ドポールが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方 に対し、金52,8 00円を支払う。
2	令和2年 9月16日	令和2年8月13日及び17日瘤木町 地内において、相手方普通乗用自動車 が市道を走行中、道路側溝の損傷による段 差により当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方 に対し、金336, 999円を支払う。
3	令和2年 9月30日	令和2年7月10日井戸金町地内にお いて、相手方小型乗用自動車 が市管理道路を走行中、道路の陥没部分にはまり、 当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方 に対し、金23,0 23円を支払う。

4 執行機関の委員の選挙関係

選挙管理委員及び補充員の選挙について

委員及び補充員の任期満了（令和2年12月23日）に伴うもの

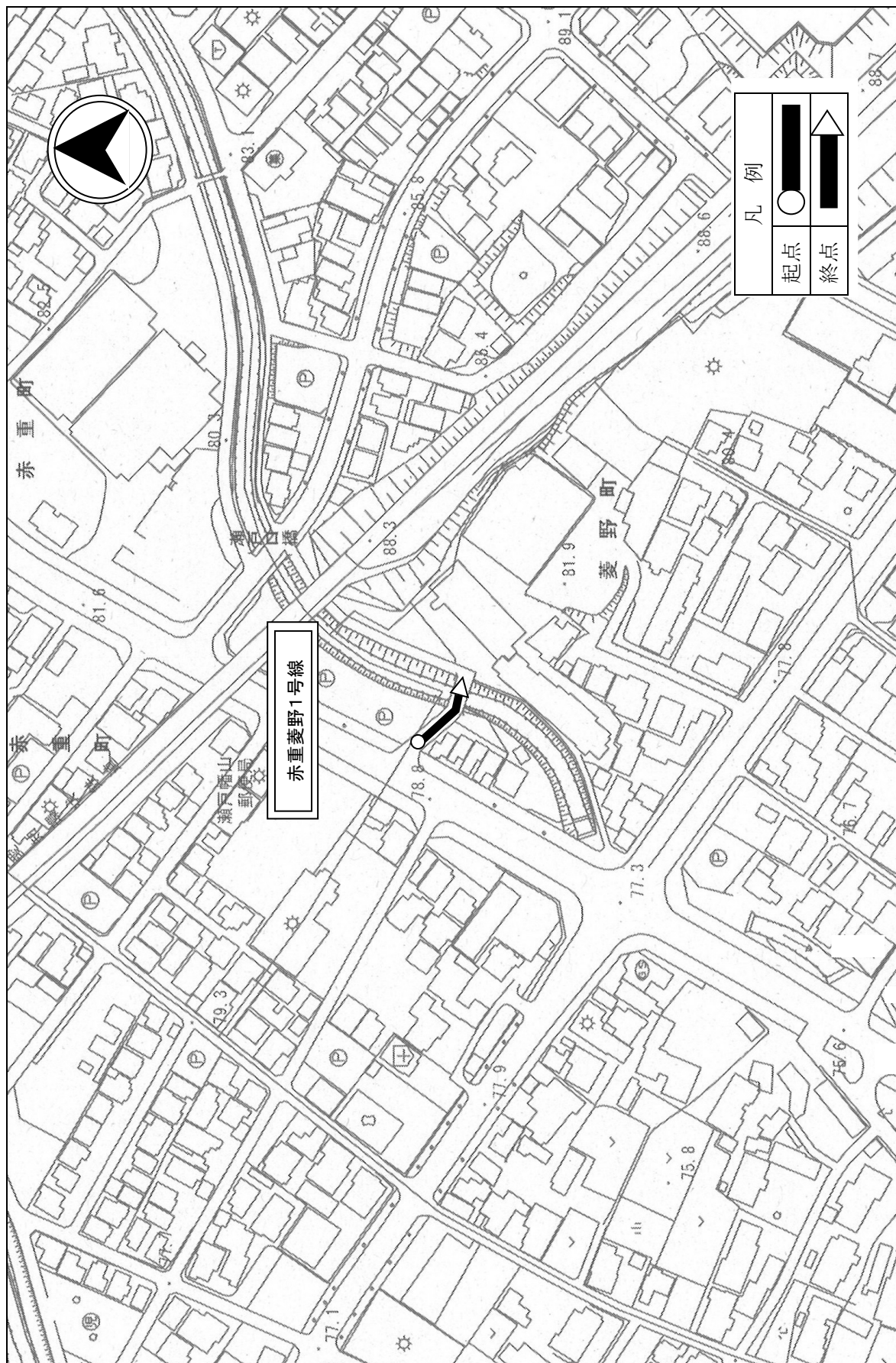
認定路線図



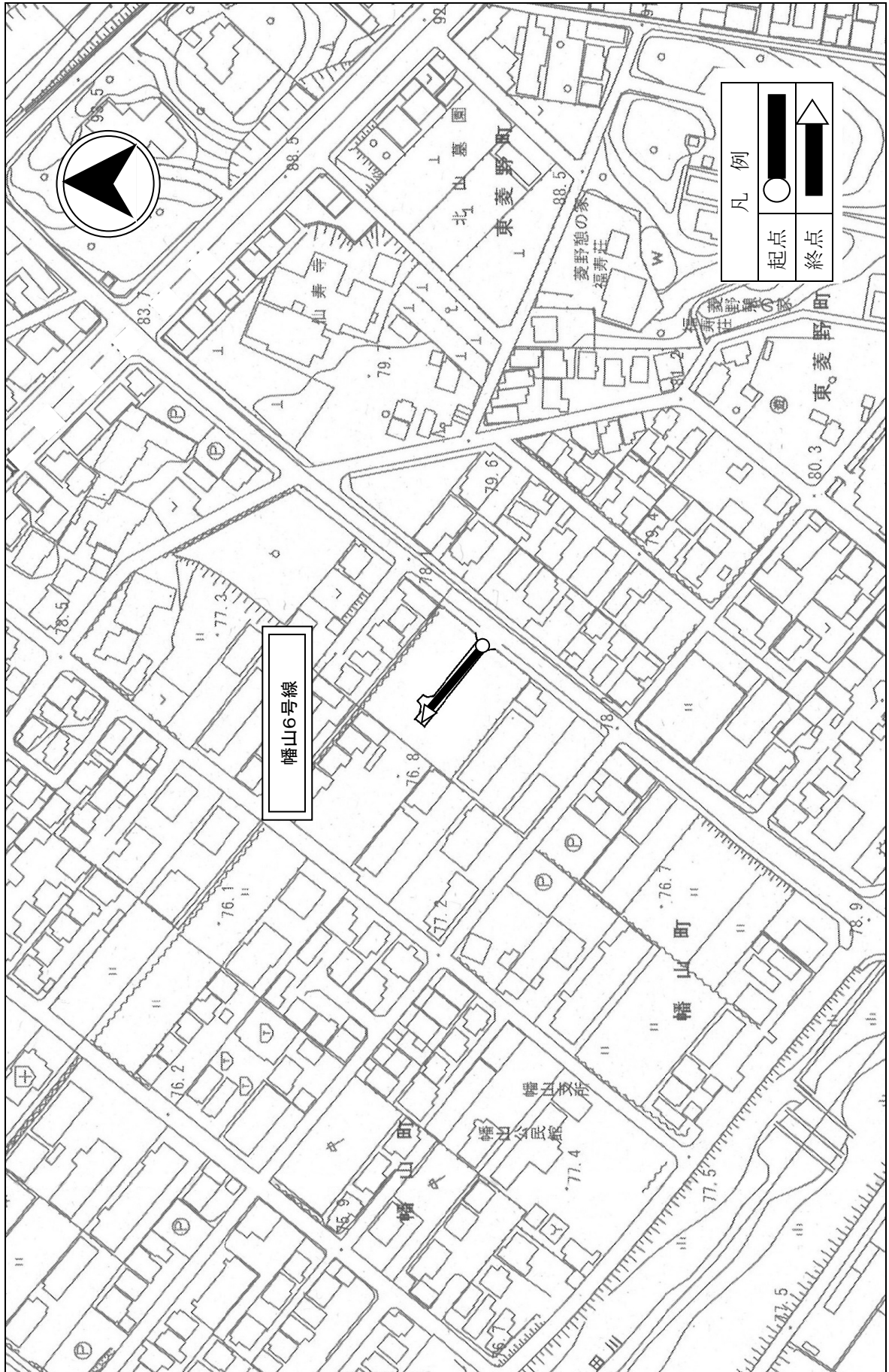
認定路線図



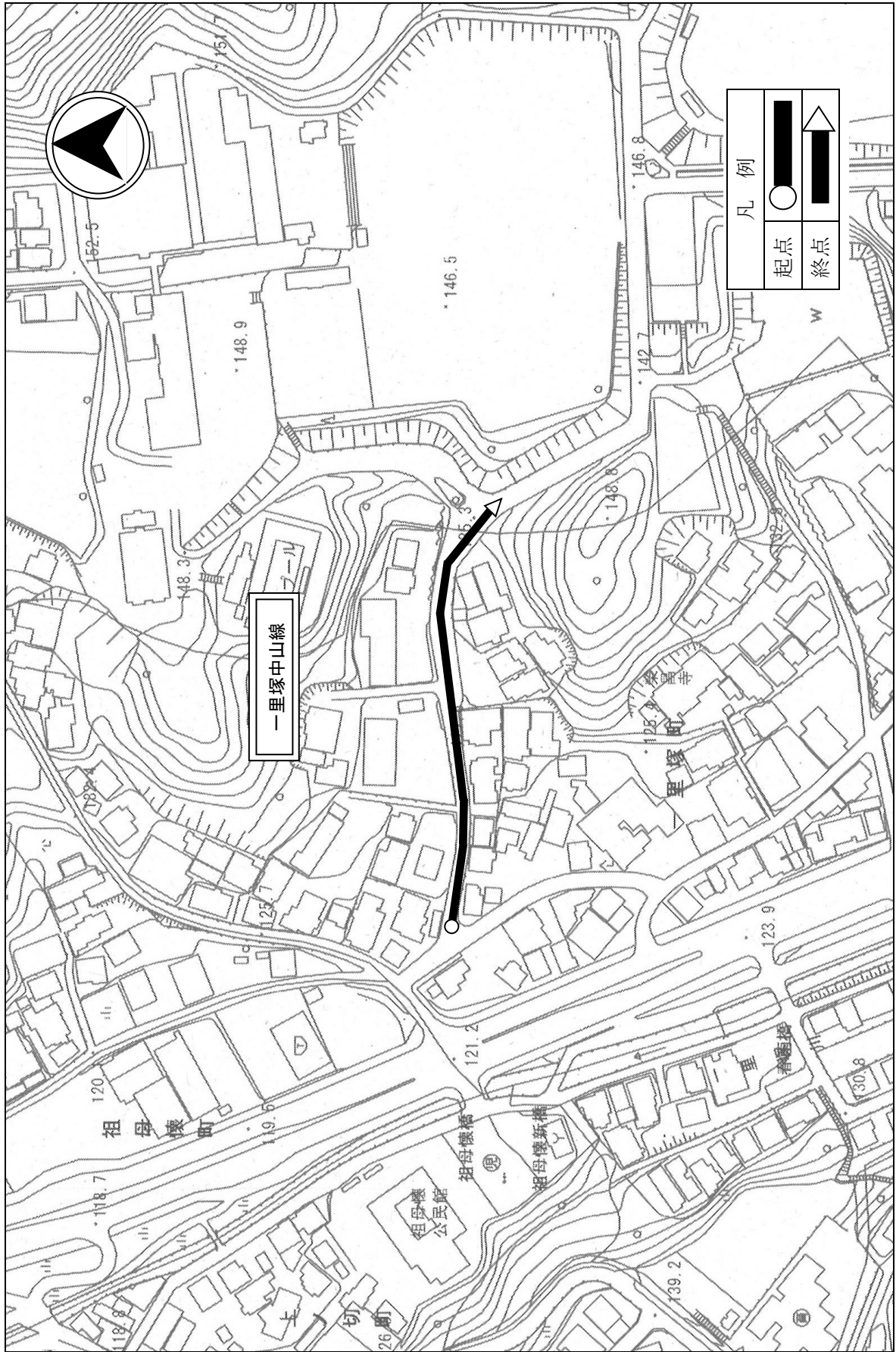
認定路線図



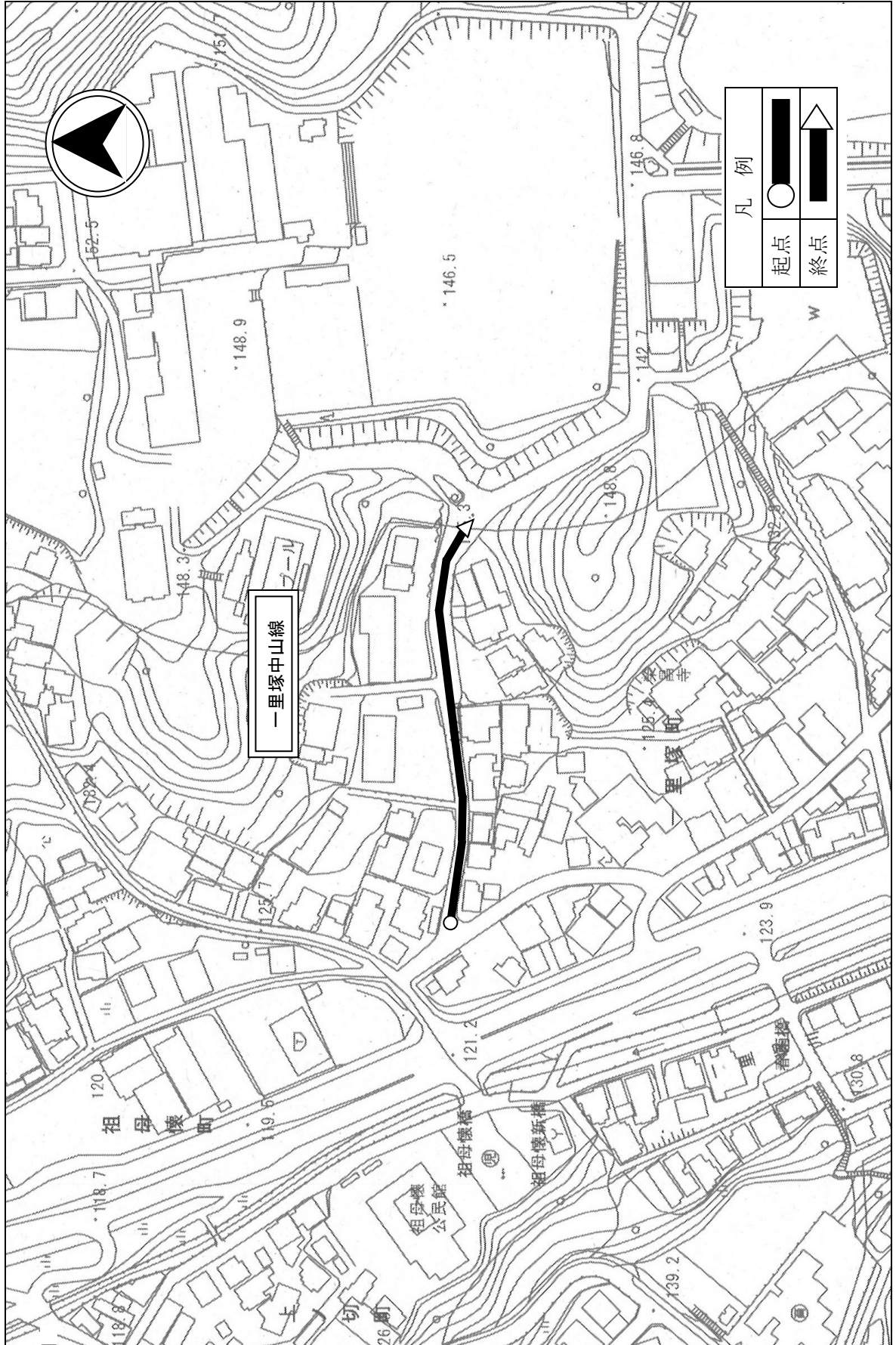
認定路線図



認定路線図 (変更前)



認定路線図 (変更後)



令和2年度 12月補正予算【初日】(案)概要

1 予算概要

(単位：千円)

	当 初 A	3月補正から 9月補正 (追加2)まで B	12月補正 (初日) C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	38,740,000	16,448,427	53,977			① ▲ 15,578	② 69,555	55,242,404	128.5%
特 別 会 計	24,023,000	139,401	▲ 5,751			224	▲ 5,975	24,156,650	89.2%
国民健康保険事業	11,734,000	17,360	▲ 6,158				▲ 6,158	11,745,202	96.9%
春雨墓苑事業	31,000		511				511	31,511	102.0%
介護保険事業	10,133,000	117,541	224			224		10,250,765	100.8%
後期高齢者医療	2,125,000	4,500	▲ 328				▲ 328	2,129,172	113.9%
企 業 会 計	8,454,221	66,000	11,108			14,363	▲ 3,255	8,531,329	238.9%
水道事業	4,147,896	66,000	5,617			14,363	▲ 8,746	4,219,513	118.2%
下水道事業	4,306,325		5,491				5,491	4,311,816	—
合 計	71,217,221	16,653,828	59,334	0	0	▲ 991	60,325	87,930,383	119.4%

①「その他」の説明
・諸収入 ▲ 15,578

②「一般財源」の説明
・繰越金 69,555

2 一般会計

人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

3 特別会計

各特別会計において人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

4 企業会計

各企業会計において人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

令和2年度 12月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位：千円)

	当 初 A	3月補正から 9月補正 (追加2)まで B	12月補正 (初日) C	12月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	38,740,000	16,448,427	53,977	241,740	62,269		① 9,115	② 170,356	55,484,144	129.1%
特 別 会 計	24,023,000	139,401	▲ 5,751	33,363	11,440		11,690	10,233	24,190,013	89.3%
国民健康保険事業	11,734,000	17,360	▲ 6,158						11,745,202	96.9%
春雨墓苑事業	31,000		511						31,511	102.0%
介護保険事業	10,133,000	117,541	224	30,827	11,440		11,690	7,697	10,281,592	101.1%
後期高齢者医療	2,125,000	4,500	▲ 328	2,536				2,536	2,131,708	114.0%
企 業 会 計	8,454,221	66,000	11,108	121,010				121,010	8,652,339	242.3%
水道事業	4,147,896	66,000	5,617	121,010				121,010	4,340,523	121.6%
下水道事業	4,306,325		5,491						4,311,816	—
合 計	71,217,221	16,653,828	59,334	396,113	73,709	0	20,805	301,599	88,326,496	120.0%

①「その他」の説明
 ・寄附金 3,115
 ・繰入金 6,000

②「一般財源」の説明
 ・財産収入 178,408
 ・繰越金 ▲ 32,719
 ・諸収入 24,667

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	老人福祉センター運営	7,587			6,000	1,587	ろ過装置が故障して使用できない福祉保健センター(やすらぎ会館)3階の浴場について、本来の機能を回復するため、緊急的に装置の更新工事を行うもの。
	私立幼稚園授業料等軽減補助金	77,102	57,825			19,277	幼児教育・保育の無償化に伴う各私立幼稚園の授業料改定に対応するため、補助金を増額するもの。
土 木 費	幡中南菱野線整備	23,000				23,000	幡中南菱野線の整備を進めるため、工事箇所における粘土層の撤去等や幡山中学校駐車場再整備に要する費用を追加するもの。
	道路維持管理	25,000				25,000	市内道路の安全性向上を図るため、緊急を要する道路の修繕にかかる費用を追加するもの。

- (2) 繰越明許費の追加
 老人福祉センター運営事業、児童扶養手当支給事業、幡中南菱野線整備事業、道路維持管理事業、瀬戸川文化プロムナード市街地整備事業
- (3) 債務負担行為の追加
 尾張東部(瀬戸)地域文化広場管理業務委託 外

3 特別会計

- (1) 介護保険事業特別会計
 高額介護サービス費及び任意事業費の増額による補正を行うもの。
- (2) 後期高齢者医療特別会計
 制度改正に伴うシステム改修費の補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 水道事業会計
 上陣屋配水場移転に伴い、県の管路取得に係る費用の補正を行うもの。

行政委員会委員名簿

令和2年10月1日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 高明	H25. 10. 1	H29. 10. 1	R3. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
中根 志保	H30. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
日比 剛	H22. 12. 15	H30. 12. 15	R4. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	H29. 9. 30	R3. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 繁紀	H14. 1. 22	R2. 1. 22	R5. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R1. 12. 21	R4. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	H30. 4. 1	R3. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R2. 1. 20	R5. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R1. 12. 21	R4. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 多喜雄	H25. 7. 1	H29. 7. 1	R3. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
柴田 利勝	R2. 5. 12	R2. 5. 12	R5. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和2年10月1日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
勝谷 哲次	H20. 10. 1	H28. 12. 24	R2. 12. 23
前野 宏衛	H27. 7. 9	H28. 12. 24	R2. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	H28. 12. 24	R2. 12. 23
上川 和子	H28. 12. 24	H28. 12. 24	R2. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27. 6. 16	R1. 6. 16	R5. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
横山 彰	H31. 2. 20	R1. 10. 1	R4. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和2年10月1日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 泉	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 安清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 隆晴	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19